

## 令和2年度不妊治療費の助成に関する調査結果

1 調査日 令和2年4月

2 対象 愛媛県内19市町(松山市除く)

3 結果 (1) 助成事業実施市町数 19市町 = 全市町  
(2) 19市町の助成の状況(令和2年4月末現在)

※下線部は昨年度からの変更点

	今治市	宇和島市	八幡浜市
対象となる治療	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療)	体外受精及び顕微授精(男性不妊治療を含む)	・一般不妊治療:人工授精 ・特定不妊治療:体外受精・顕微授精、及び特定不妊治療の一環として行われた男性不妊治療
助成金の上限額	・体外受精・顕微授精は、1回の治療につき5万円まで。 ・特定不妊治療に至る過程の一環としての男性不妊治療についても1回の治療につき5万円まで。 (1回当たり5万円を上限として、治療に要した費用から愛媛県の助成金を差し引いた残りの金額の範囲内で助成する。)	・治療に要した費用から、愛媛県の助成金を差し引いた残りの金額で、1回につき10万円まで。(治療内容によっては5万円まで) ・男性不妊治療を行った場合は1回につき10万円まで。	・一般不妊治療:対象経費に10分の5を乗じて得た額(1年度につき上限3万円) ・特定不妊治療:治療に要した費用から県の助成金を差し引いた残りの額で、1回の治療につき5万円(初回の助成は10万円)。男性不妊治療を行った場合は、女性特定不妊治療とは別に1回の治療につき5万円(初回の助成は10万円)
対象者	・法律上の婚姻関係にあり、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、もしくは極めて少ないと医師に診断された夫婦。 ・①～⑤の要件すべてを満たすこと ①愛媛県の助成対象者であり、決定通知書を持っていること。 ②申請時に、今治市内に住所を有していること。 ③申請時に、申請者または配偶者のいずれかが1年以上今治市内に住所を有すること。 ④申請者及び配偶者のいずれも市税を滞納していないこと ⑤配偶者の一方が、すでに助成金の申請をしていない者であること ・本年度4月1日以降に治療が終了したもの	・愛媛県の特定不妊治療費助成事業の対象者であり、愛媛県の助成事業を申請し、承認の決定を受けていること ・夫婦のいずれかが宇和島市内に1年以上住所を有していること ・市税、国民健康保険料を滞納していないこと	①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかが申請時において八幡浜市内に1年以上住所を有していること。 ②市税等を滞納していないこと。 ③一般不妊治療費助成は、人工授精を実施した日に妻の年齢が40歳未満であること。 ④特定不妊治療費助成は、愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象者であること。
所得制限	前年(1月～5月までの申請の場合は、前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満
助成回数	・通算5回(年間助成回数制限なし) ・愛媛県の決定通知1通につき、1回の申請とする	・初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで	・一般不妊治療:通算2回 ・特定不妊治療:初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで
申請期限	県の決定通知を受けた日の属する年度内	愛媛県の特定不妊治療費助成事業の承認決定通知書の通知日から1年以内に申請が必要	・一般不妊治療:治療が終了した年度内 ・特定不妊治療:愛媛県の特定不妊治療費助成事業の承認決定通知書の通知日から1年以内
申請窓口	今治市健康推進課(中央保健センター)、各支所住民サービス課	宇和島市保険健康課(母子保健係)	八幡浜市保健センター(母子保健係)